

事務連絡  
令和2年4月23日

都道府県  
各 指定都市 認定こども園担当課 御中  
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

新型コロナウイルス感染症対策のために認定こども園において臨時休業を行う場合の留意事項及び園児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

認定こども園については、園児本人が感染した場合等における臨時休業や、地域全体での感染拡大を防止することを目的とした臨時休業に係る考え方については、これまで、「認定こども園における新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」（令和2年2月25日付け事務連絡）等でお示ししたとおりですが、このたび、文部科学省より「新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について」（令和2年4月23日付け事務連絡）が別添のとおり発出されましたのでお知らせします。

つきましては、当該事務連絡の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている園児に関して、定期的（概ね1週間に1回以上）にその状況を確認していただくなど、関係機関と緊密に連携して取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付  
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521